

## ○琴浦町水道事業等評価実施要綱

平成18年7月1日  
企業管理訓令第1号

## (目的)

第1条 琴浦町水道事業等評価は、琴浦町が実施する水道事業を対象に、経営の状況並びに建設事業の必要性及び効果等の評価を実施することにより、事業の効率性と透明性の一層の向上を図り、もって水道事業の更なる経営の安定化とサービスの向上に資することを目的とする。

## (評価の実施)

第2条 水道事業の活動に応じた評価を行うため、以下の評価を実施する。

- (1) 経営の評価
- (2) 建設事業の評価
- (3) 水道料金等の評価
- (4) その他管理者が必要と認めた活動の評価

## (評価委員会)

第3条 管理者は、評価にあたって、学識経験者等の第三者から構成される委員会を設置し、意見を聴き、その意見を尊重するものとする。

## (評価結果の公表)

第4条 評価の結果は、琴浦町において閲覧に供する。

## (庶務)

第5条 評価の実施にかかる庶務は、上下水道課において行う。

## (その他)

第6条 [この要綱](#)に定めるもののほか、評価の実施に必要な事項は、管理者が別に定める。

## 附 則

[この要綱](#)は、平成18年7月1日から施行する。

附 則(平成24年2月1日企管訓令第1号)

この訓令は、平成24年2月1日から施行する。